

# 倉敷市環境審議会（平成29年度第1回）議事録（要旨）

日 時 平成29年6月29日（木）

14:00～16:10

場 所 水道局3階 大会議室

出席委員 池田委員、衛藤委員、沖委員、小野委員、片岡委員、直原委員  
島岡委員、清水委員、白髪委員、砂田委員、田口委員、田中委員  
中田委員、中塚委員、平本委員、藤井委員、宮野委員

事務局 伊東市長

環境リサイクル局 黒田局長

環境政策部 清水部長、佐藤次長

環境政策課 納所課長補佐、岡本係長、難波係長、脇本主事

地球温暖化対策室 塩津室長

公園緑地課 岡本課長、飯原係長

1 委嘱事例交付

2 あいさつ（伊東市長）

3 会長・副会長の選出 会長：沖委員、副会長：田口委員

会長あいさつ（沖会長）

改めまして、ご挨拶させていただきます。岡山県立大学の沖でございます。よろしくお願ひいたします。先ほど片岡委員からもったいないぐらいのお言葉を頂戴しまして、肩の荷が重いなと思っておりますけれども、ただ私としましては、38年間岡山におりまして、最初の10年間は倉敷に過ごさせていただいたというご縁もございまして、やっぱり倉敷の環境問題が気になります。岡山に住んでいて、今は総社で働いていて、そして倉敷、3つの市の違いが非常によく分かりまして、その中でもやっぱり倉敷市を応援したいと思っております。この審議会、先ほどのご挨拶を伺っておりますと、皆様非常にご立派なご意見を持っていらっしゃるので、これから楽しみです。どうぞよろしくお願ひいたします。

副会長あいさつ（田口副会長）

推薦いただきまして、ありがとうございます。前回に引き続き副会長ということで、一生懸命会長を補佐したいと思っております。先ほど紹介でも言いましたが、今、子どもに

関わることが増えまして、環境問題というのは、次世代の人のためにする、子どもに対する責任だと思っていますので、そういう意味で、環境問題というのは生活問題にも関わるし、健康問題にも関わると思っておりますので、皆様どうぞ、よろしくお願ひいたします。

#### 4 議事

(会長)

それでは議事に先立ちまして、本日の会議の署名委員には、直原委員と島岡委員にお願いしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。それから本審議会は公開といたしております。ですが、本日は、傍聴者・報道機関の方はおられません。それでは、議事に移らせていただきます。まず最初でございますけれども「倉敷市環境審議会について」ということでございます。まずは、事務局の方からご説明をよろしくお願ひいたします。

##### (1) 倉敷市環境審議会について

(事務局)

環境審議会の事務局をしております、環境政策課の難波と申します。倉敷市環境審議会についての概要をご説明します。審議会委員を継続して務めて頂いている皆様には、既にご存知の内容になるかと思いますが、ご容赦ください。座って説明させていただきます。資料1の表紙をめくって1ページ目「倉敷市環境審議会設置の経緯①」です。まず、国における環境関係の経緯をごく簡単にご紹介します。昭和30年代後半から日本では、高度経済成長に伴い大気汚染や水質汚濁などの産業型の公害問題が発生したため、様々な対策がとられてきました。(1)大気の汚染、(2)水質の汚濁、(3)土壤の汚染、(4)騒音、(5)振動、(6)地盤の沈下及び(7)悪臭といった典型7公害の対応には、昭和42年に「公害対策基本法」、都市化や工業化による自然破壊の対応には昭和47年に「自然環境保全法」が施行されて、この2法を基本として個別に対策をとってきました。こうした対策によりまして、産業公害の克服や自然環境の保全などに一定の成果をあげてきましたが、1990年ごろから、環境問題の構造が変化してきました。それが、ここに3つ書いてありますが、1つ目が「生活排水、ごみ、自動車排ガスなどの都市・生活型の環境問題」、2つ目が「地球温暖化や酸性雨などの地球規模での環境問題」、3つ目が「都市化の進行による身近な自然の減少」であります。これらの問題は、個別に対策して解決するには限界があるので、総合的に対策をとりましょうということで、平成5年に環境基本法が制定され、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進しているところであります。

2ページ目「倉敷市環境審議会設置の経緯①」です。当然、水島コンビナートなど工業地帯をもつ倉敷市においても、こうした国の流れに沿っておりまして、昭和39年に「倉敷市公害対策審議会」を設置、昭和49年に「倉敷市自然環境審議会」を設置しております。これら2つの審議会を平成11年に統合しまして、現在の「倉敷市環境審議会」を設置し、現在に至ります。

続きまして、3ページ目「審議会の所掌事務」です。本審議会で行う事務についてご説明いたします。倉敷市環境審議会条例により設置されている本審議会では、市長の諮問に応じて、①環境保全に関する基本的事項、②大気汚染、水質汚濁、騒音・振動など公害防止対策に関する事項、③自然環境の保全・回復に関する事項について調査審議することとなっております。公害をはじめ自然環境、地球環境に関する問題まで、広く環境の保全上必要と認められる事項についてご審議いただくことになっています。なお、環境審議会の度に諮問答申がありませんので、本日のように定期開催している環境審議会では、環境基本計画等の進捗状況の報告等を行い、委員の皆様からご意見を伺うといった形を取っております。審議会の委員ですが、現在は学識経験者・有識者6名、公募2名を含む住民代表9名、議会代表1名、行政機関2名の合計18名で構成しております。また、条例に基づき、委員の中から会長・副会長を選任いただきまして、会長に審議会の議事進行をお願いすることとなっています。今期は沖先生に会長を、田口先生に副会長をお願い致します。

4ページ目「委員の任期・開催頻度」などについてです。委員の任期は本年の6月1日から平成31年5月31日までの2年間です。開催頻度は例年2~3回程度ですが、基本計画等策定の際は年4、5回程度開催を予定する年もあります。また参考ですが、環境審議会を上位としまして環境関係の各種専門的な審議会もございますので、ご紹介しておきます。先日の6月議会を通過しまして本年度設置予定の「倉敷市地球温暖化対策審議会」、同じく先日の6月議会を通過しまして本年度設置予定の「倉敷市生物多様性審議会」、他にも廃棄物関係、下水道関係などの審議会がありまして、そちらでも審議しているところであります。

続きまして、5ページ目「過去の審議状況」についてです。ここ数年の審議状況についてご説明いたします。横書きしておりますものが、その年度の案件です。例えば、平成24年度にはポイ捨ての防止及び路上喫煙の制限に関する条例について、平成24年から25年度には生物多様性地域戦略について、平成26年から27年度には次期倉敷市緑の基本計画策定について議事としております。その他、右端に縦書きしておりますものが、定期的に報告している各種計画の進捗状況等です。それぞれの計画の進捗状況を報告し、委員の皆様にご意見を伺っています。詳しくは、過去の審議会の議事録や資料等を環境政策課のHPに掲載しておりますので、ご覧になっていただければと思います。

最後に、6ページ目「今年度の予定」についてです。今年度の審議会の予定についてご説明いたします。第2回目ですが、9月下旬から10月上旬を目指して「環境基本計画」「生物多様性地域戦略」の実績や進捗状況などについてご報告する予定です。第3回目は、1月下旬から2月頃に倉敷の環境白書などを中心にご報告する予定です。開催会場についてですが、ここ市役所内の会議室または、水島にあります環境交流スクエア（愛称くらしき愛あいサロン）内にあります環境学習センターで開催の予定としております。以上、急ぎ足で環境審議会についてのご説明をしてまいりました。委員の皆様に多大なご負担をお掛けすることとなりますので、お力添えをよろしくお願ひいたします。以上で、倉敷市環境審

議会についての説明を終わります。

(会長)

どうもありがとうございました。ただいまのご説明に関しまして、何かご質問・ご意見がございましたら、お願いいいたします。

質疑応答等

(会長)

これからおち、申し訳ございませんが、ご質問やご意見をご発言いただく場合には、前もってお名前をお願いします。議事録の方に書かせていただきます。

(委員)

この審議会と環境分野の他の審議会、地球温暖化や生物多様性等いろいろとあるようですが、それらの審議会との役割分担というか、この審議会で受け持つ分と各専門部会で受け持つ分のすみ分けについて、あれば教えてください。

(事務局)

資料2でも図で示していますが、一番上に第六次総合計画等があります。その総合計画の環境部門を担うということで環境基本計画があるのですが、そこの環境全体の主だったところを、こちらの環境審議会で審議していただけたらと考えております。ですので、生物多様性や地球温暖化対策などのうち非常に専門性の高い部分は、こちらの審議会で、その上位に位置する環境審議会では、総合的な部分を話し合っていただきたいと考えております。

(会長)

よろしいでしょうか。他には何かございませんでしょうか。

では、こういう形で環境審議会は動いていくということをご確認いただきました。それは、

2つ目の議題に移ります。「倉敷市第二次環境基本計画について」、こちらも事務局の方からご説明いたします。

(2) 第二次環境基本計画について

(事務局)

引き続き事務局の難波よりご説明させて頂きます。第二次環境基本計画策定の背景や内容などについて説明していきます。表紙をめくって、資料2の1ページ目「第二次環境基本計画の位置づけ」についてです。少しごちゃごちゃしておりますが、計画の位置づけを図

示しております。ポイントとしましては、まず一点目に、倉敷市の最上位計画で市の基本方針や施策を定めた「第6次総合計画」の環境関連分野を担う計画であることです。2点目に、環境基本条例に掲げる基本理念にのっとり、環境保全に関する総合的かつ長期的な目標、施策の大綱を示すものであることです。3点目に、緑の基本計画など環境関連分野を含む他分野の各種計画や生物多様性地域戦略、一般廃棄物処理基本計画などの個別計画の施策を実施する際の基本となる計画であることです。

2ページ目「計画策定の背景」にうつります。倉敷市では、環境保全に関する基本理念や、行政、事業者、市民の責務を明確化した「倉敷市環境基本条例」を平成11年に制定しております。条例に掲げられた、3つの基本理念、○健全で恵み豊かな環境の恵沢の享受と継承、○全ての者の参加のもと、環境の負荷の少ない、持続的に発展する社会の実現○地域の環境保全を通じての地球環境保全への貢献に基づいて、本市の環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進する目的で作成したのが、倉敷市環境基本計画です。平成12年に最初の計画を策定しています。その後、船穂・真備の合併に伴う改定を経まして、新たな課題や情勢の変化に対応するために前計画を見直して、平成23年に現行の第二次環境基本計画を策定しております。第二次環境基本計画の特徴ですが、計画策定時に市民委員会を設置して、指標や10年後の目標である「めざそう値」を設定するなど、計画の策定段階から市民ニーズを反映したものとなっております。現行の計画はH23年度～H32年度であり、平成33年度より第三次環境基本計画の施行を予定しております。来年度あたりから次期計画策定に向けた方向性などご相談をさせていただくことがあるかもしれません、よろしくお願い致します。

3ページ目「第二次環境基本計画の構成等」にうつります。環境基本計画の対象とする範囲ですが、この図にありますように、大きく4つ、「自然環境」「生活環境」「都市環境」「地球環境」といった幅広い分野を範囲としております。生態系、都市緑化、公害、地球温暖化と、環境と聞いて思いつくことのうち一般的なものは、ほぼ対象となっております。

4ページ目「第二次環境基本計画の内容」にうつります。第二次環境基本計画ですが、望ましい環境像「自然と人とが共生し未来につなぐ健全で恵み豊かな環境」を目指して、自然環境や地球温暖化対策など5つの基本目標、それらにぶらさがる13の分野別目標を掲げ、それぞれの方向性に基づいて、各個別計画において具体的な取組を実施しています。そういった取組をまとめたものが実施計画であります、毎年度見直しをしております。見直しの際の評価ですが、第二次環境基本計画では、分野別目標ごとに、「指標」と10年後等目標値である「めざそう値」を設定し、毎年度の市民アンケート結果や実績値と比較して、「めざそう値」に対する傾向を把握して、実施計画を見直すこととしています。また、毎年度、年次報告書として「倉敷の環境白書」を作成し、公表しております。

5ページ目「実施計画の具体的な取組項目例」にうつります。28年度の実績、実施計画につきましては、第2回目の審議会で報告し、ご意見いただく予定しておりますが、本日は、実際にご報告する際の資料を例として「指標」と「めざそう値」についてご説明

します。資料の上半分の図をご覧ください。指標とその指標ごとの目標である、めざそう値は分野別目標ごとに2～3個設定されています。全部で34個ありますが、ここでは一例として、「基本目標1 環境と地域の社会・経済との調和が保たれ、豊かな自然と魅力的な景観を有しているまち」の「分野別目標1 多様な自然環境を保全し、自然とのふれあいを促進します」を挙げています。表の見方ですが、番号1の「多様な生き物が生息している自然環境が身近にあると感じている人の割合」という指標をみていきます。計画策定時H21年度の市民アンケート結果を基準値としておりまして32.5%です。27年度に市民アンケートを実施した結果が32.6%、傾向としては、5年後・10年後の目標値である「めざそう値」に近づいていますので、環境キャラクターのくらいふの普通の顔で示しています。くらいふの顔につきましては、右の凡例にありますように、めざそう値に近づけばニッコリ笑ったくらいふ、計画策定時の基準値より良好であれば普通の顔、基準値より低くめざそう値から遠ざかっていれば泣いているくらいふで示しています。できるだけ分かりやすい形での評価を考えたものです。また、指標の中の「・・・の割合」というのが毎年の市民アンケートで把握していく値、「日数や量、件数」、表では3の工事件数が該当しますが事業実績数として把握していくものとお考えいただければと思います。こういった市民アンケート結果や事業実績値を毎年把握して、めざそう値と比較することで、めざそう値に近づいているのか、遠ざかっているのかを見ながら、実施計画を見直すこととしています。では、実施計画がどんなものかについて、簡単にご説明します。資料下半分の計画の図をご覧ください。例えば、実施計画の一部分ですが「身近な自然と水辺の保存」という施策について、事業としては「市民環境団体への支援を通じて、観察会や環境保全活動を協働で実施する」という事業で、27年度の事業としては「・・・自然観察会や講座等を56回実施した」とか「自然観察会等の開催を14回援助した」といった実績を示しております。また、新規事業として、市民協働の事業「里山の整備と絶滅が危惧される湿生の野生生物保護」を掲載しております。

最後に6ページ目「第二次環境基本計画の進行管理」です。図にありますように、PDCAサイクルにより管理し、計画の継続的な改善を実施していくこととしています。先程の説明と重複する部分がありますが、具体的には、進捗状況の把握は「事業実績の把握」、「市民アンケートの実施による各指標の達成状況」、「環境白書による公表」により実施しまして、各指標の達成状況を踏まえて見直しを行い、次年度以降の実施計画を策定し、それに基づき、事業を実施するといったサイクルになります。

説明は以上ですが、昨年度、27年度の実績等に関してご報告した際は、若い世代に評価される施策を考えていく上での工夫等に関する非常に有意義なご提案や、地球温暖化、災害廃棄物処理計画に関するご質問などを頂いております。28年度の実績、実施計画につきましては、次回の第2回の審議会で報告し、ご意見いただく予定としておりますので、どうよろしくお願ひいたします。以上、終わります。

## 質疑応答等

(会長)

ありがとうございました。倉敷市第二次環境基本計画について概要をご説明いただきました。何かご質問ございましたらどうぞ。

(委員)

今の話の中で一番キーになるのは、「めざそう値」の評価の指標だと思いますが、先ほどお話ししたとおり、毎年の市民アンケートを評価の柱にしているという説明だったのですが、市民アンケートが、市民全員に対する調査であれば、その数値に客観性があると思うのですが、例えば、(イベント等に) 参加された方や関心のある方を中心としたアンケートであると、どうしても数値が偏ったものになってくるのではないか、関心がない人は答えていなかったりというような、実態と合わない評価がでてしまう可能性があると思うのですが、この市民アンケートにはどれだけ客観性のあるものにされているのか教えていただければと思います。

(事務局)

今ご意見いただいた通り、答えられる方によってバイアスがかかったりですとか、いろいろと問題があると思うのですが、市民の皆様の中から完全に無作為に選んだ2,000名の方にアンケートを送っております。その2,000名の方のアンケートの結果を用いて実績値を出しております。もちろん、感情面「気持ち」など、あいまいな部分を聞いているところもありますので、たまたま「環境良くないな」と思われる方が多い年もございます。ですがそこは、毎年アンケートを実施することで、ある程度の傾向が見えるのではないかと考えておりますので、そういうところを重要視していこうと思っております。

(会長)

アンケートの取り方は非常に難しいと思うのですが、無作為でまずは、やらざるをえない。ただしその結果をクロスチェックするなど、例えば年代層と関心を持たれている地域等々、結果を上手く整理していくかなければならない、ということになるかと思うのですが、その辺が逆に難しいのではないかと思っております。

(事務局)

実は、今池田委員がおっしゃられたことについては、当時、第二次環境基本計画を策定するときにも議論になりました、第六次総合計画を策定したときに、同じ時期だったので、その委員と一緒になるべく同じ方法をとろう、ということで、確かに第六次総合計画は5,000人ほどアンケートとっているのですが、それと同じように地区分けや年齢層が分かれるような形で、どうやったら作れるか考えまして、それで平成21年度「めざそう値」

を作ったときから同じ手法で実施させていただきまして、ある程度の客観性はとれているものだと考えてございます。

(会長)

ありがとうございました。他には何かございませんでしょうか。  
なんでも結構でございます。今回からの新委員の方々、何かお分かりにくい箇所などございましたらどうぞ、ご質問ください。

(委員)

今の質問に関連するのですが、「めざそう値」のところ、私も気になっていたのですが、やっぱり項目によっては、世代間でだいぶ差があるのでないかと思いまして、世代毎の評価が必要なのかなというのが一つ思うところでございます。それから無作為に選ばれた2,000名の年齢構成がきちんとバランス良く、それぞれの世代が入っているのかが、評価するのに重要になってくるのではないかと考えます。それから、先ほど副会長もおっしゃっておりましたけれども、子どもというのは非常に大切な存在だと思っておりまして、評価していく上では、子どもに対する「めざそう値」みたいなものもあっても良いのかなと思っておりまして、拝見しましたら小・中学生を対象としたようなアンケートもあるようではありましたけれども、私が専門としております生き物に対する関心なんかは、大人に対する項目でもありますけれども、子どもに対する項目でもあって良いのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

(事務局)

ありがとうございます。アンケートについては、18歳以上の皆さんに無作為に送付しております。ただそのアンケートの中にご年齢を書いていただく所がございますので、もちろん年齢についても集計いたしまして、昨年度からクロス集計した結果をご報告させていただいております。年齢層ごとに10代も一応出しているのですが、20代の方、30代の方、はたまた60代、70代の方、そういう年齢層ごとにどういったお気持ちを持たれているのか、そういう部分を取っていくようにしております。それから、子どもに対するということでお話いただいたのですが、先ほどのアンケートの手法としては18歳以上を対象に実施しておりますので、残念ながら現在は、子どもさんのお気持ちを把握することはできません。この点につきましては、今後検討していくらを考えております。

(会長)

ありがとうございました。今おっしゃられた子どもに対するアンケート、少し本気で考えていただいたら良いのではないかと、私は思いますけれども、いかがですかね。早急に

はできませんが、いろいろとプランを考えていただければと思います。

(委員)

今の子どもに対するアンケートということですけれども、今の子ども、小学生などは、先生がおっしゃられたカエルとかヤモリなどあらゆる情報をすぐネットで取れますので、小学校1年生からものすごくよく知っています。池田先生や田口先生など子ども学科とか子ども医療福祉学科は何歳ぐらいの方からを対象にしているのでしょうか。

(副会長)

(川崎医療福祉大学) 子ども医療福祉学科の養成としては、保育士、幼稚園教諭等であり、年齢としては、保育園に通う年齢、3歳くらいからそれ以上ですね。先ほどのアンケートですけれども、おそらく小学校5年生以上でしたら、大人と同じように扱えるのではないかと思っております。たとえば子どもの危険予知訓練なんかは小学校2年生からでもできるのではないかと思っております。そういう意味では、子どもの声を聞いて、実態が分かるのは、十分今後のためになるではないかと思います。

(委員)

是非低年齢化をお願いしたいと思います。きちんとした意見を持っていると思います。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。子どもさん向けのアンケートも非常に重要なのではなくかとご意見いただきまして、次期、平成33年度からの第三次環境基本計画もございますし、今後、どういった形でやっていけば良いかという部分も含めまして考えていくかと思っております。

(会長)

ありがとうございました。他にはございますか。よろしいでしょうか。

(3) 倉敷市第二次緑の基本計画の進捗状況等について

(会長)

それでは、最後の議題になりますけれども、3番目は「倉敷市第二次緑の基本計画の進捗状況等について」ということでございます。こちらも先に事務局の方からご説明を、よろしくお願いいたします。

(事務局)

本日の「倉敷市第二次緑の基本計画の進捗状況等について」の資料としては、A3の右

上に「議事3－資料」と書いてある「倉敷市第二次緑の基本計画（平成28年度実績及び29年度計画）」を用意しました。

それでは、表紙をめくって、1ページをご覧ください。「倉敷市第二次緑の基本計画」は、「豊かな緑と水に囲まれた環境、花と緑あふれる暮らしを未来につなぎます。」を基本理念として掲げ、この緑の将来像を実現するために、3つの基本方針を定め、7つの分野別目標のもと、20の基本施策をベースに、さまざまな事業を展開しています。

今日は、まず、緑の基本計画において設定した5つの「目標とする指標」について、28年度の実績値と計画の進捗状況を確認したいと思います。1ページ右側をご覧ください。基本方針1「倉敷の豊かな緑を次世代に引き継ぎます」（緑の保全）に対しては、目標とする指標として、「緑地率」、（緑地の確保）を設定しています。28年度の実績値ですが、緑地面積は、策定時から市街化区域で、1.5ha、市域全体では、1.7ha増加しましたが、微増であったため、緑地率は、市街化区域で、7.2%、市域全体では、17.2%で、いずれも策定時（H26）の緑地率から変動はありませんでした。今後は、目標年次（H47）の目標数値である市街化区域の緑地率7.7%、市域全体の緑地率17.5%の達成に向けて、都市公園等の整備はもちろん、都市緑地法の特別緑地保全地区の指定などの制度を活用していきたいと思います。また、都市緑地法の改正により、土地所有者等の民間主体が設置し、住民に公開する緑地等を市が認定する制度が創設されたことも踏まえ、市民緑地の整備を促進するための、条例、規則等の整備を検討してまいります。基本方針2「花と緑にあふれ、安全で快適に暮らせるまちを創ります」（緑の創出）に対しては、目標とする指標として、「都市公園等の整備」と市街化区域における「身近な都市公園等に歩いていける地域の割合」の2つを設定しています。まず、指標2「都市公園等の整備」について、28年度の実績値ですが、都市公園は、策定時から1.6ha増加していますが、微増であったため、都市公園の市民1人当たりの面積は、8.1m<sup>2</sup>で、都市公園と公共施設緑地を加えた、都市公園等の市民1人当たりの面積は、14.9m<sup>2</sup>で、いずれも策定時（H26）からの1人当たりの面積に変動はありませんでした。今後も、目標年次（H47）の目標数値である都市公園の1人当たり面積10.0m<sup>2</sup>、都市公園等の1人当たり面積17.2m<sup>2</sup>の達成に向けて、都市公園の整備を計画的に進めるように努めてまいります。

続きまして、指標3、市街化区域における「身近な都市公園等に歩いていける地域の割合」ですが、策定時（H26）の75.9%から変動はありませんでしたが、今後も、目標数値の80%の達成に向けて、公園の少ない地域での公園整備を優先的に進めてまいります。基本方針3「優しい心を育み、緑のまちづくりを展開していきます」（緑の展開）に対しては、目標とする指標として、「身近な地域の緑の量が多いと感じている人の割合」と「緑のまちづくり活動に関わりたいと思っている人の割合」の2つの指標を設定しています。この2つの指標については、第二次環境基本計画の市民アンケートに便乗して実施しています。

アンケート回答者の属性については、2ページをご覧ください。

性別では、女性が56%と半数を超えていました。また、年齢別では、70歳代が24.9%、60歳代が22.6%で、60歳代以上の方で、47.5%と半数近くとなっています。「身近な地域の緑の量が多いと感じている人の割合」ですが、問1にありますように、身近な地域の緑の量について、「非常に多い」と回答した方が3.6%、「多い」と回答した方が15.9%でした。したがって、「身近な地域の緑の量が多いと感じている人の割合」は19.5%となり、計画策定期（H26）の33.9%からは大幅に減少しました。ただし、「普通」と回答している方が過半数いることを踏まえ、今後は今まで以上に、緑化に関する講習会、ホームページ、パンフレットなどを通じて、身近にある緑の紹介に努めると共に、学校や地域で身近な緑にふれる機会の充実に努め、目標値の40%に近付けていきたいと思います。続きまして、「緑のまちづくり活動に関わりたいと思っている人の割合」ですが、問2にありますように、今後、緑のまちづくり活動について、「積極的に関わりたい」と回答した方が4.7%、「できれば関わりたい」と回答した方が46.2%でした。したがって、「緑のまちづくり活動に関わりたいと思っている人の割合」は50.9%となり、計画策定期（H26）の53.6%からは、すこし減少しました。今後は、目標年次（H47）の目標値の60.0%の達成を目指して、学校や地域で身近にある緑に、ふれる機会を増やすことにより、緑のまちづくり活動に興味をもってもらえるようにしたいと思います。将来的には、緑化に興味のある市民が、ボランティア養成講座等で学ぶことによって、緑のまちづくり活動に取り組めるようにしていきます。

それでは、続きまして、具体的な事業内容について、「第1期実施計画」の28年度実績と29年度計画について、説明します。本日は、主な事業として、この資料の中で、グレーで網掛けをしている項目を中心に、説明させていただきます。3ページをご覧ください。基本方針（1）「倉敷の豊かな緑を次世代に引き継ぎます」【保全】の①「骨格となる緑の保全・活用」について、説明します。1)「丘陵地の保全・活用」について、「松林保全事業」では、おかやま森づくり県民税を利用して、観光地である鷺羽山周辺の松を保全する樹幹注入事業を実施しました。29年度も、おかやま森づくり県民税を利用して、観光地である鷺羽山周辺の松を保全していきます。次に、2)「水辺の保全・活用」についてですが、「漁業体験学習事業」ですが、今年度は、倉敷、児島、玉島の3市合併50周年記念事業として行います。「親子で体験！農水産品取扱事業」では、漁業取扱体験、農業取扱体験などを親子で行う予定です。

続きまして、4ページをご覧ください。「リフレッシュ瀬戸内事業」では、6月に、地元住民、学校、企業等と連携し、約1000人が参加して、海岸清掃を実施しました。次に、3)「農地の保全・活用」について、「市民農園管理事業」では、遊休農地を利用した市民農園の維持管理を行いました。また、「くらしき農業まつりの開催」では、採れたて新鮮野菜の即売や共進会の開催などを行い、地産地消を推進しました。続きまして、②「特徴的な緑の保全・活用」について、説明します。1)「優れた自然環境の保全・再生・活用」について、「瀬戸内海国立公園及び園地の管理」について、鷺羽山、王子が岳、由加山、通仙

園などの国立公園の維持管理を、地元団体等と協力して行いました。

それでは、5ページをご覧ください。2)「地域を代表する緑の保全・活用」について、「文化財等の保全と公園的活用の推進」として、史跡等の文化財において、歴史・文化資源の保全を図りつつ、公園的な利用ができるよう、除草など継続的な維持管理を行いました。次に、「運動で健康づくり推進事業」では、各小学校区の史跡や緑などをめぐる、くらしきまち歩き、さと歩きマップを活用して、地域の緑に親しむ活動を行いました。28年度は、新たに3地区について追加作成し、現在54地区のマップを公開しています。29年度は、マップのリニューアルを行うとともに、新たな地区での新規作成を予定しています。次に、3)「暮らしに密着した緑の保全・活用」について、「緑地の保全地域・区域の指定」について、良好な景観、環境を形成する緑について、法や条例による保全地域、保全区域の指定を検討していきます。都市緑地法等の一部が改正され、市民緑地の設置管理計画の認定制度が創設され、その認定を市町村で行うこととなったため、29年度は、条例等の制定を検討していきます。続きまして、基本方針(2)の「花と緑にあふれ、安全で快適に暮らせるまちを創ります」【創出】の①「フラワーガーデンシティの形成(都市公園等の整備)」について、説明します。1) 身近な都市公園等の整備について、「街区公園の整備」ですが、28年度は、中帶江ふれあい公園等の13公園の用地取得、浦田黒山公園等の2公園の整備工事や乙島高崎公園の造成工事を行いました。また、「公園の再整備」では、円通寺公園などでトイレの改修工事を行いました。また、亀島山花と緑の丘公園などで照明設備の設置を行うなど、14の公園について、施設の改善を進めました。そして、「水島中央公園再整備事業」では、28年度、噴水広場とセンター広場の再整備工事が完了し、子ども達が、水とふれあうことのできる親水広場が完成しました。また、芝生広場や西エントランス広場の再整備工事に着手し、29年度の夏には、整備が完了する予定です。

それでは、次に6ページをご覧ください。2) 都市基幹公園の整備について、「運動公園の再整備」では、28年度に、中山運動公園の多目的広場の再整備工事が完了しました。29年度は、複合遊具の改修を予定しています。そして、「運動公園利活用推進事業」として、28年度は、水島緑地福田公園を再整備するための測量、基本設計、実施設計に着手し、倉敷運動公園を再整備するための測量を行いました。29年度は、引き続き、水島緑地福田公園の測量、基本設計、実施設計を行い、倉敷運動公園の再整備工事を行います。次に、3) その他の公園・緑地等の整備について、「特殊公園(風致公園)の管理」について、足高公園、殿ヶ居地公園、種松山山頂園地などの維持管理を行いました。また、「文化財保護事業」では、王墓の丘史跡公園等の維持管理を行いました。続きまして、②フラワーガーデンシティの形成(緑化の推進)について、説明します。1) 公共施設の緑化について、「公共用地の有効利用」として、玉島E地区1.1haにコスモスの種をまき、花を咲かせ、市民に一般開放しました。次に「公共施設緑化事業」では、28年度、本荘小学校の既存のコンクリート塀を撤去して、生垣を設置しました。29年度は、大高小学校で、

既存のコンクリート塀を撤去し、生垣を設置する予定です。そして、「街路緑地等管理」では、市道の街路樹・緑地の剪定・害虫防除などを行い、歩行者や車が、安全に通行できるよう良好な環境の維持に努めました。

続きまして、7ページをご覧ください。2) 拠点等における良質な緑の創出について、「フラワーロード事業」「もてなし花壇事業」では、いずれも市内福祉施設に栽培委託した花苗を年3回配布しました。市民のボランティアが、配布された花苗を植え付け、維持管理しており、市内各地で積極的な活動を行いました。3) 民有地の緑化について、「開発行為等の規制及び指導」では、法や条例に基づき、宅地などの開発行為に対して、公園や緑地の確保、植樹を指導しました。28年度の開発行為の許可件数は、282件で、27年度実績279件に対して、横ばいでした。また、28年度の開発面積は、450, 575m<sup>2</sup>で、27年度実績387, 742m<sup>2</sup>に対して、62, 833m<sup>2</sup>増加しました。続きまして、③「安心・安全な市街地の形成」について、説明します。1)「都市公園等の防災機能の充実」について、「総合防災訓練の実施」では、9月24日に、水島緑地福田公園をメイン会場に、総合防災訓練を実施しました。また、「避難場所となる都市公園等の周知」では、ハザードマップなどを用いて、避難場所となる都市公園等の場所を周知しました。

続きまして、8ページをご覧ください。2)「暮らしを守る緑の充実」について、「工場緑化の推進」としては、特定工場の新設や増設の事前届出の際に、工場立地が環境の保全を図り、適正に行われるよう、工場立地法に基づく必要な緑地の整備を指導しました。また、「安心・安全な公園の維持」としては、酒津公園、水島中央公園をはじめとする都市公園において、公園樹木の剪定などを行いました。続きまして、(3) 優しい心を育み、緑のまちづくりを展開していきます【展開】の①花と緑を愛する優しい心の育成について、説明します。1) 緑化イベント等の充実について、「くらしき都市緑化フェアの開催」について、28年度は、10月9日に開催しました。ライフパーク倉敷を会場に、花と緑の専門家による講演を中心としたイベントを行い、緑化意識の高揚を図りました。また、「花いっぱいコンクールの実施」では、家庭や職場・学校・自治会等で四季折々に育てられている花と緑の優秀な花壇等を顕彰する花いっぱいコンクールを28年度も実施しました。応募総数は、69点で、10月9日に開催されたくらしき都市緑化フェアで表彰式を行い、花と緑の優秀な花壇等を紹介しました。続きまして、2) 緑に関する情報の提供については、9ページをご覧ください。「記念樹の配布」では、結婚や誕生の記念としてハナミズキ、オリーブなどの苗木を配布しました。次に、「地域緑化事業」では、緑の募金事業を活用して、地域や学校の65箇所に、544本の苗木を配布しました。そして、「講習会等の実施」では、公民館や市民学習センターで、「園芸入門」や「備中綿を育てる〈栽培から織物まで〉」、「楽しい寄せ植え」などの講座を開催しました。

植物の栽培についての知識を習得しながら、植物を育てる楽しさを実感してもらいました。あわせて、緑化に対する意識の高揚を図りました。

それでは、次に11ページをご覧ください。3) 花と緑を愛する市民や団体の育成・支

援について、「緑化ポスターコンクールの実施」では、小学4年生から中学3年生を対象に、緑化ポスターを募集したところ、509点の応募がありました。今年度も緑化意識の普及、啓発のために、みどりや花に関するポスターを募集します。次に「樹名板の設置」について、28年度は、パークボランティアが、鶯羽山に40枚の樹名板の取り付けを行いました。また、「緑化推進団体の育成・拡充」では、28年度は、加古川市の緑化団体が倉敷市を訪れた際に、倉敷市と加古川市の緑化団体交流会を開催し、活発な意見交換を行いました。

それでは、次に12ページをご覧ください。②フラワーガーデンシティの展開について、説明します。1)公園や樹木等の適正な維持管理について、「都市公園の管理」では、市民の憩いやレクリエーションの場として設置した都市公園779箇所、遊園257箇所について、市民が利用しやすいように、適正な維持管理に努めました。次に「公園施設長寿命化対策事業」では、酒津公園の大型複合遊具と木橋の改修に着手しました。29年度中に、酒津公園の大型複合遊具の設置と木橋の改修を終える予定です。その他に、亀崎公園の複合遊具など、56公園117施設の更新などを行います。次に、2)助成制度等の充実として、「生垣設置の推進」「花壇設置の推進」では、花と緑あふれるまちを目指すため、新設される生垣や花壇に対し補助金を交付する事業を行いました。

それでは、次に13ページをご覧ください。3)協働による緑のまちづくりについて、「市民・企業・行政の連携」では、くらしき都市緑化フェアなどのイベントに、環境や緑化に理解のある団体に参加してもらいました。また、「オープンガーデンの推進」では、個人等の庭を開放して、見学することができるオープンガーデンの仕組みづくりを調査検討するにあたって、オープンガーデンについて実績のある、姫路市と相生市を視察するなどして、実施する方法を検討していきます。昨年度実施した市民アンケートにおいても、今後取り組みたい緑化活動として、52.9%の方が、自宅の庭等で木や花を育てたいと回答しています。自宅での花の活動を、地域で共有することができるオープンガーデンの取り組みを研究し、この活動を推進していきたいと思います。

以上、「平成28年度実績」と「平成29年度計画」の主なものを説明させていただきました。今後も、第二次緑の基本計画の基本理念である「豊かな緑と水に囲まれた環境、花と緑あふれる暮らしを未来につなぎます。」を目標として、第1期実施計画の施策を確実に実施し、目標とする指標を達成できるよう努力してまいりますので、よろしくお願ひいたします。

#### 質疑応答等

(会長)

はい、ありがとうございました。非常に詳しくご説明いただきました。平成28年度の実績、そして平成29年度の計画ということでしたが、いかがでしょうか。何かご質問はございますでしょうか。

(委員)

基本方針1の緑地率のところですけれども、緑地率だから新しく増えた部分もあると思うのですが、やっぱり街の中ですので、減った部分もあると思います。どれくらいのものが減って、どれくらいのものが増えたのか。これだと増減したプラスマイナスの結果がここにでているのですけれども、どれくらいが実際緑地として減っていて、その中に新たにどれくらい緑地が増えたのか、その辺の差が分かれば教えてほしいというのが、基本方針1についてで、基本方針2のところなんですが「歩いて行ける地域の割合」というのがあります、歩いていけるというのは、大人と子供と高齢者では歩ける範囲が違うと思うのですが、歩ける範囲をどういう単位で歩ける範囲としたのか、その判断の尺度が知りたいのと、基本方針3のところでは「緑が多いと感じている」とありますが、緑が多いというのは、緑が多いか少ないかというのは個人の感じ方で違うと思うのですが、要は「多い、少ない」のしきりはどこでつけられたのか、というのが分かりにくかったので教えていただければと思います。

(会長)

分かる範囲で結構ですので、お答えいただけますか。

(事務局)

はい。まず、緑地ですけれど、今回の緑の基本計画で緑地としているのは、都市公園や小学校や子ども広場などの施設緑地、保安林など法による制約があって簡単に宅地化されない地域性緑地としております。確かに民間の開発により、緑は減っている部分は減っているのですけれども、この緑の基本計画を策定するときに、簡単に減るような農地とか普通の森林については緑地に含めない、という厳しめのカウントをして、この基本計画を作っております。ですので、今回純増として入れたのが、市の方で建設して造った公園や民間の不動産業者が開発して市に帰属した公園であります。これらの都市公園の面積だけを足して算出しています。市民緑地とか特別緑地保全地区とかを公園緑地課で指定していくば緑地はどんどん増えるのですが、ただ今実情として、条例や体制が整っていないので、その辺の問題があります。ただ、割りと厳しめに緑地は算出しているため、緑地があまり増えていないという結果になっています。それと、国の方の農地の施策が変わって、市街化区域にある農地というのは、今まで人口は増加するということで宅地化するべきもの、宅地化して農地はなくなるというスタンスだったのです。しかし、人口減少社会を迎えて、市街化区域内の農地も、そのままの状態としてあるべきもの、とスタンスが変わったので、そのあたりは緑の基本計画の根幹に関わることでもあります。基本計画は、この前策定したばかりなのですが、適切な時期に計画の変更等について、ご相談させていただければと思っています。緑の保全については以上です。「身近な都市公園等に歩いて行ける地域の割

合」ですけれど、確かに人によって歩いて行ける距離は違うのですが、街区公園というのが標準的な身近な公園ですけれど、それについては歩いていける範囲を250メートルで出しています。ですから新たに開発公園ができたり市の公園ができたりすると、円をかいて、かぶらない部分について増えていくというような形になります。基本方針3の「身近な地域の緑の量が多いと感じている人」の割合や「緑のまちづくり活動に関わりたいと思っている人」の割合については、市民アンケートを基に出しています。確かに何をもって緑が「多い」と言うことができるのか、という疑問はあって、倉敷の場合は緑が多いのが普通なので、それで「普通」と回答している方が半数いると考えることもでき、「普通」が多いからといって決して倉敷市の環境破壊が進んでいると考えている訳ではないと思っています。人によって受け取り方が違うからなのかな、と思っています。

(委員)

少し書き方を考えた方が良いかもしれませんね。

(会長)

他にはありませんか。

(委員)

すみません。池田委員と同じところの話ですけれども、基本方針1の方で、緑地率の説明はいただきましたけれども、基本方針3の方でアンケートをとった「緑」というのは基本方針1と同じ定義でとったのか、それとも、こちらの基本計画の方の農地などを含む緑被率の定義で「緑が多いですか、少ないですか」を聞いているのか、教えていただきたいと思います。と言いますが、基本計画の13ページにきちんと書いてあるのですけれども、緑被面積で「農地・山林は減少しています」とちゃんと書いてありますよね。それも含めて「緑の量が多いと感じますか、どうですか」あるいは「緑地が増えていますか、減っていますか」というアンケートをとっているならば、当然ながら一般の人は農地・山林も緑として捉えるでしょうから、基本方針3の目標は、到底達成できようがない、ということになります。あと、今後の改定で国土交通省がどういうふうに扱いを変えたのか分からぬですけれども、農地・山林が減って、代わりに市街地の公園を増やす、というふうに置き換えることができるかというと、生物多様性の面からはそうでもなくて、伝統的に草地として、里山として利用されていた所の生物多様性と、新しく人工的に作った緑地の生物多様性は比較になりませんので、そういうものも今後、基本計画の改定時には取り組んでいくことを考えていただければと思います。まずは、そのアンケートについてどのようにとったのか教えていただければと思います。

(事務局)

(アンケートの) 緑についてですが、特に限定をしておりません。ですから、緑で覆われている緑被地と考える人や緑の基本計画の定義で言う「緑地」だけと考える人など、アンケートに回答してくださる方によって「緑」の取り方が違ってしまっているのかなと思います。そのあたりは、意識調査ではあるのですけれど、厳密な設定の仕方があっても良かったのかなと思います。あと、都市公園を作ったからといって生物多様性の観点から見ると置き換えにならないというご指摘はその通りだと思います。

(会長)

なかなか厳しいご意見が続いておりますけれども、改善できる箇所は、反映していただければと思います。アンケートでも、今のお話では、問い合わせのときに、こちらがもう少し「こうしたい」というのを伝えるような形でやっていただければと思います。もう一件の国策の方が変わってきたのは、これは少し大きなことで、また改めて考えないといけない、ということでございます。他には何かございますか。

(委員)

皆さんと同じ所の質問ですけれども、先ほどの基本方針2の指標3で「歩いて行ける地域の割合」とありますが、「地域の割合」と言うからには、地域の分母があって、歩いて行ける地域の分子があって、ということになると思うのですが、(実績値) 75.9と(目標値) 80ということになると、あとだいたい4%ぐらいですけれども、あとどれくらい都市公園等をつくったらクリアできるものなのかなどうなのか、ということと、指標4について、シンプルなクエスチョンに対する、人が感じる多い少ないというアンケートだと思うのですが、一旦指標として取り始めたら、クエスチョンを変えたり、アンサーの選択肢を変えるというのは、見ていく上でも問題があるので、このままやり続けなければいけないとは思うのですが、平成26年の結果が33.9%に対して平成28年度になると結果が19.5%というのは、これだけ大きな差が出るという話になると、そもそも統計の取り方に問題があるかもしれないし、緑の量が多い少ないという話になると、季節的な人の感覚ですね。たとえば、5月や7月にすると多いと感じる人が多いかもしれないし、1月2月にすると少ないなと感じる人が多いかもしれないですけれども、いろいろあると思うのですが、ここは少し何か問題があるのではないかと思います。それと、細かい所なのですが、先ほどの事業の実績と計画で、金額の所で「0」と横棒の違いを教えてください。

(事務局)

では、まず「身近な都市公園等に歩いていける地域の割合」からですが、これは公園を一つ作って解消するという訳ではないのですが、ただ公園が偏っている所がありまして、公園がある程度ある地域に公園を造っても「歩いていける地域の割合」はあまり増えないのですが、例えば不足している地域に、一つ造れば「歩いていける地域の割合」は大きく

増えます。たとえば駅から市役所周囲等、街中は大きな公園があまりありません。それと、「身近な地域の緑の量が多いと感じている人の割合」については、確かに言われる通り、このアンケートが環境基本計画のアンケートと一緒に2月くらいの、一番緑がない時期に実施しているので、その影響があったのかなとは思っています。ただこれからは、財政課からの指示もあって、環境基本計画と一緒にアンケートをとるように言われているので、同じような時期にアンケートを取れば、多分割合が安定して傾向がでてくるのではないかと思っています。それと、予算額の横棒については、他の事業等に重複している部分があると横棒にしております。「0円」についても事業の払いがないから0であるとか、一応これも府内の各課に依頼してそれを取りまとめて出してしておりますので、その辺の予算等に違いが出ているのかなと思っております。

(会長)

よろしいでしょうか。他にはございませんか。

(委員)

3ページの松林保全事業というのがあるのですが、松に注入事業を実施するとなっているのですが、松くい虫に耐性のある桃太郎松とかいうのを聞いたことがあるのですが、これについては何か考えがあるのでしょうか。

(事務局)

確か松の材線虫というのがいて、この虫が松に入ってしまうと松が枯れてしまうということで樹幹注入を森づくり県民税を使って児島支所産業課が実施しています。桃太郎松が良いというのは聞きますが、そのような強い松を植える事業まではされてないように公園緑地課では認識しています。

(委員)

アンケートについての質問が続いて恐縮ですが、やはり気になった所がございまして、地区によって緑の多さは違うと思いますので、地区別に評価しないと地区的バイアスがかかってしまうのではないかと思います。今回の居住地域別のアンケートの回答者数を拝見しますと、人口が多いというのはあると思うのですが、倉敷地区が非常に多い状態にありますので倉敷地区にお住まいの方のお考えが反映されやすいのかなと思います。少し母数のバランスが悪いのかなと思います。なるべく近い母数に揃えていただく方がより正確な回答が得られるのではないかと思います。地区別の評価を行うことで、この地区について重点的に緑を増やすべき、というような施策にもつながるのではないかと思いますので、今後アンケートをとられるときにご検討いただければ良いのかなと思います。それともう1点別の話で、個別の事業ですが、4ページ目のところで希少野生動植物の保全について

ですが、事業を進めていただいて大変ありがたいのですが、その中でスイゲンゼニタナゴという希少種で、実際に研究している私の立場として、よく感じるのですが、そもそも市民の方がご存じないのです。そういう生き物がいるということ自体、ご存じないということをすごく感じております。これは子どもも一緒にです。そういうことから、こういう希少な生き物がいる、ということを知ってもらうことが非常に大切だと思っておりまして、平成30年度以降で結構ですので、そういう知っていたら、対策や事業を行っていただけると大変ありがたいと思います。例えばですが、生物の下敷き等を作成し学校に配布して、倉敷の宝と言えるような生き物がいるということを子どもたちに知っていたら、というのも非常に有効だと思いますし、北陸の方の話ですが、子どもが希少生物の保全活動に興味を持ち参加するようになると、今度世代が変わって親の世代、さらにはおじいさん・おばあさんの世代の方もそういう活動に参加する、という話も聞いたことがありますので、そういうふうにつながっていけば良いかな、と思いました。

(事務局)

緑の基本計画でも地域・地区別の方針というのも作っておりますが、確かに把握しないと、その地域の実情が分からぬというのはごもっともな指摘だと思います。それと市民緑地ですが、国の補助をもらって市民緑地を整備していくとすると緑の基本計画に緑化重点地区を定めて、緑化重点地区の中でも緑が不足している地域を割り出さないといけません。そして、企業が持っている遊休地があったとして、そこを市民緑地として開放してもらえるなら、初めて整備に補助が出るという形なので、すぐには実施できませんが、段階を踏んで、実現に向けて努力したいと思っております。

#### 4 その他

(会長)

ありがとうございました。まだまだ皆さんご意見がおありだと思うのですが、ちょっと時間が過ぎているため、申し訳ないのですが、また何かご意見・ご質問がございましたら、直接事務局の方にお伝えいただければと思います。よろしくお願ひします。それでは、4番目の「その他」でございます。事務局の方から何かございますか。

(事務局)

事務局の方から2点お知らせをさせていただきます。先ほどもご説明させていただいたのですが、倉敷市環境基本計画・生物多様性地域戦略等の進捗状況の報告をご審議いただきたいということで、次回、9月下旬から10月上旬に第2回倉敷市環境審議会を開催予定しております。開催日・開催場所、設定次第、早めにご連絡させていただきますので、ご多忙の所申し訳ございませんが、ご協力のほど、よろしくお願ひいたします。また、署名委員の直原委員さん、島岡委員さんにおかれましては、事務局の方で議事録を作成後、

今回参加いただいた皆様のご承認をいただいて、その後、署名・ご捺印いただく予定としております。少しお時間いただくのですが、また後日、よろしくお願ひいたします。以上です。

(会長)

ありがとうございました。委員の方から何かこの際、ということはございますか。よろしいでしょうか。では、以上で議事は終了いたしました。ご協力どうもありがとうございました。それでは、事務局の方にマイクをお返しいたします。

(事務局)

沖会長には、議事進行をいただきましてありがとうございました。それでは、閉会にあたりまして、環境リサイクル局長の黒田よりご挨拶申し上げます。

閉会 あいさつ（環境リサイクル局 黒田局長）

(事務局)

ありがとうございました。では最後に事務連絡なのですけれども、本日机の上に環境審議会に関係します各種計画の冊子を置いております。継続して委員をお務めいただく方につきましては、以前お渡ししたものと同じものですので、もし、ご不要であるということであれば机の上においてお帰りいただければと思います。

それでは、これをもちまして本日の審議会は閉会いたします。ありがとうございました。

議事録承認

会長 沖陽子 

署名委員 直原美雪 

署名委員 烏岡浩恵 

